5　農林物資の取扱いの方法についての基準を内容とする日本農林規格への適合の認証

㈠　農林物資の生産、販売その他の取扱いを業とする者は、登録認証機関の認証を受けて、その取扱いに関する広告その他の農林水産省令で定めるもの（以下「広告等」という。）に、その取扱いの方法が日本農林規格に適合することを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示（以下「適合の表示」という。）を付することができるものとした。（第一三条第一項関係）

㈡　㈠により適合の表示を付する場合を除き、何人も、農林物資又はその取扱いに関する広告等に適合の表示を付してはならないこと等とすることとした。（第三七条及び第三八条関係）

6　登録試験業者制度の創設

㈠　農林物資に関する試験を業とする者等は、農林水産大臣の登録を受けて、日本農林規格による試験を行い、農林水産省令で定める事項を記載し、農林水産省令で定める標章（以下「登録標章」という。）を付した証明書を交付することができるものとした。（第四二条関係）

㈡　農林水産大臣は、㈠の登録を申請した者が国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であって試験等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合しているときは、その登録をしなければならないものとするとともに、その他所要の規定を整備することとした。（第四四条～第五二条関係）

㈢　㈠により登録標章を付する場合を除き、何人も、試験に係る証明書に登録標章を付してはならないこと等とすることとした。（第五七条関係）

7　日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等

農林水産大臣は、事実に相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該表示を行った者に対し、必要な措置の指示等をすることができるものとした。（第六八条関係）

8　規格の活用を図るための施策

国及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、日本農林規格に関する制度の普及のほか、規格に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保、規格に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画等に努めなければならないこととした。（第七一条関係）

9　罰則

この法律における所要の罰則を整備することとした。（第七六条～第八三条関係）

二　独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正関係

センターは、日本農林規格その他の規格に関する認証又は試験その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他のこれらの事業の適正な実施に必要な能力に関する評価及び指導並びにこれに附帯する業務を行うものとした。（第一〇条関係）

三　施行期日等

1　農林水産大臣は、この法律の施行前においても、一の3の㈠の基準を内容とする日本農林規格を制定することができることとするほか、所要の経過措置を整備することとした。（附則第二条～附則第八条関係）

2　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（法律第七一号）（内閣府本府）

一　国家戦略特別区域法の一部改正関係

1　次に掲げる法律の特例について追加することとした。

㈠　児童福祉法等の特例を定めることとした。（第一二条の四及び第一二条の五関係）

㈡　出入国管理及び難民認定法の特例を定めることとした。（第一六条の五及び第一六条の七関係）

二　雑則

㈠　情報通信技術を利用した事業場外勤務の活用のための事業主等に対する援助に係る規定を定めることとした。（第三七条の二関係）

㈡　海外における事業の展開のために外国人を雇用しようとする事業主に対する援助に係る規定を定めることとした。（第三七条の三関係）

㈢　革新的な医薬品の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者等に対する援助に係る規定を定めることとした。（第三七条の六関係）

㈣　自動車の自動運転等の有効性の実証を行う事業活動に対する援助に係る規定を定めることとした。（第三七条の七関係）

二　構造改革特別区域法の一部改正関係

次に掲げる法律の特例に関する措置について追加することとした。

㈠　酒税法の特例に関する措置を追加することとした。（第二八条の二関係）

2　附則

㈠　新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限とされている平成二九年三月三一日を平成三四年三月三一日まで延長することとした。（附則第三条関係）

㈡　構造改革特別区域計画の認定を申請する期限とされている平成二九年三月三一日を平成三四年三月三一日まで延長することとした。（附則第四条関係）

三　施行期日等

1　政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等運営権者が第三者に対して公共施設等の使用を許すことが可能となるよう、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（改正法附則第二条第一項関係）

2　政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後一年以内を目途として、当該事業活動に関連する規制の見直しその他の当該事業活動の集中的な推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（改正法附則第二条第二項関係）

3　関係法律について所要の改正等を行うこととした。（改正法附則第三条～第五条関係）

4　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇刑法の一部を改正する法律（法律第七二号）（法務省）

1　強制性交等

一三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処することとし、一三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とすることとした。（第一七七条関係）

2　準強制性交等

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、1の例によることとした。（第一七八条第二項関係）

3　監護者わいせつ及び監護者性交等

㈠　一八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第一七六条の例によることとした。（第一七九条第一項関係）

㈡　一八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、1の例によることとした。（第一七九条第二項関係）

㈢　㈠及び㈡の未遂は、罰することとした。（第一八〇条関係）

㈣　㈠から㈢までの罪を、国民及び国民以外の者の国外犯とすることとした。（第三条、第三条の二関係）